

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し
地方税財源の確保を求める意見書

新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、我が国は、戦後最大の経済危機に直面している。地域経済にも大きな影響が及び、本年度はもとより来年度においても、地方税、地方交付税など一般財源の激減が避け難くなっている。

地方自治体では、医療介護、子育て、地域の防災・減災、雇用の確保など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、地方財政は巨額の財政不足を生じ、これまでにない厳しい状況に陥ることが予想される。

よって、政府においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう強く要望する。

記

- 1 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額を確保すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。
- 2 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。
- 3 令和2年度の地方税収が大幅に減収となることが予想されることから、思い切った減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。
- 4 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税、地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性、緊急性を厳格に判断すること。
- 5 とりわけ、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹に影響する見直しは、土地、家屋、償却資産を問わず、断じて行わないこと。さきの緊急経済対策として講じた特例措置は、臨時・異例の措置として、やむを得ないものであったが、本来国庫補助金などにより対応すべきものである。よって、今回限りの措置とし、期限の到来をもって確実に終了すること。
- 6 子育て、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。
- 7 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や緊急包括支援交付金については、感染状況や自治体における財政需要を把握しつつ、国の責任において十分な財源を確保すること。
- 8 まち・ひと・しごと創生事業費として確保されている1兆円について、引き続き同規模の財源確保を図ること。
- 9 会計年度任用職員制度における当該職員の処遇改善に向けて、引き続き所要額の調査を行うなどして、その財源確保を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月29日

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
経済産業大臣 宛て（各通）
経済再生担当大臣
まち・ひと・しごと創生担当大臣
衆参両院議長

水戸市議会議長 安 藏 栄

地方自治体のデジタル化の着実な推進を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、これまで取り組んできたデジタル化の推進について様々な課題が浮き彫りになった。こうした事態を受け、政府は、7月17日に世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画を閣議決定し、我が国をデジタル技術により強靱化させ、日本経済を再起動するとの考えの下、国民の利便性を向上させるデジタル化、効率化の追求を目指したデジタル化、データの資源化と最大活用につながるデジタル化、安心・安全の追求を前提としたデジタル化、人に優しいデジタル化の5項目を掲げ、これらを満たすための取組を加速する姿勢を示した。

また、第32次地方制度調査会は、地方行政のデジタル化の推進などを盛り込んだ地方行政体制の在り方等に関する答申において、社会全体で徹底したデジタル化が進むことで、東京一極集中による人口の過度の偏在の緩和や、これによる大規模な自然災害や感染症等のリスクの低減も期待できるとして、国の果たすべき役割について大きな期待を寄せている。

よって、政府においては、地方自治体のデジタル化の着実な推進を図るため、下記の事項について取り組むよう強く要望する。

記

- 1 法令やガイドライン等により書面や対面、押印が義務づけられているものについて、可能な限り簡易にオンラインで実現できる仕組みを構築すること。特にマイナンバーカードの更新手続について、オンライン申請を実現すること。
- 2 情報システムの標準化・共通化、クラウド活用を促進すること。また、法定受託事務についても、業務プロセスの標準化を図り、自治体がクラウドサービスを利用できる仕組みを検討すること。
- 3 令和3年度から4年度に全国の自治体で更新が予定されている自治体情報セキュリティクラウドについて、導入時と同様の財政措置を講ずること。
- 4 今後の制度改正に伴うシステム改修を行う際には、地方の事務処理の実態を正確に把握するとともに、地方公共団体の負担とならないよう十分な人的支援及び財政措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月29日

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
経済産業大臣 宛て（各通）
行政改革担当大臣
情報通信技術(IT)政策担当大臣
マイナンバー制度担当大臣
衆参両院議長

水戸市議会議長 安 藏 栄

防災・減災，国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書

現在，世界では異常な気候変動の影響を受け，甚大な被害を被っている。我が国でも，豪雨，河川の氾濫，土砂崩落，高潮，暴風・波浪，豪雪に加え地震など，自然災害の頻発化，激甚化にさらされている。このような甚大な自然災害に事前から備え，国民の生命，財産を守る防災・減災，国土強靱化は，一層その重要性を増しており，喫緊の課題となっている。

こうした状況を受け，国においては，重要インフラの緊急点検や過去の災害から得られた知見を踏まえ，国土強靱化を加速化，進化させていくことを目的に，国土強靱化基本計画を改訂するとともに，重点化すべきプログラム等を推進するための防災・減災，国土強靱化のための3か年緊急対策を策定し，集中的に取り組んでいるが，その期限が令和2年度末までとなっている。

過去最大を超える豪雨による河川の氾濫，堤防の決壊，山間部の土砂災害等により，多くの貴い命が奪われるなど，犠牲者は後を絶たない。今後起こり得る大規模自然災害の被害を最小限に抑え，迅速な復旧・復興へとつながるよう，より一層，防災・減災，国土強靱化に係る予算の安定的かつ継続的な確保が必須である。

よって，政府においては，下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 令和2年度末期限の防災・減災，国土強靱化のための3か年緊急対策のさらなる延長と拡充を行うこと。
- 2 地方自治体が国土強靱化地域計画に基づき実施する対策に必要な予算総額の確保を図ること。
- 3 災害復旧・災害関連予算の確保や補助対象の拡大を図るとともに，国土強靱化のための財源を安定的に確保するための措置を講ずること。また，その配分に当たっては，社会資本整備の遅れている地方に十分配慮すること。

以上，地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月29日

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
国土交通大臣 宛て（各通）
国土強靱化担当大臣
防災担当大臣
衆参両院議長

水戸市議会議長 安 藏 栄

教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持のための
政府予算の拡充を求める意見書

学校現場では、新学習指導要領に対応したカリキュラムへの移行を進めているほか、新型コロナウイルスへの対応や貧困、いじめ、不登校などの課題が山積しており、子どもたちの豊かな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配措置ではなく抜本的な定数改善計画に基づく教職員の定数配置が不可欠である。

義務教育費国庫負担制度については、三位一体改革の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられた。厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われているが、地方自治体の財政を圧迫している。子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることは憲法上の要請であり、国の施策として定数改善に向けた財源を確保し、豊かな子どもの学びを保障するための条件整備に取り組むことは不可欠である。

よって、政府においては、地方教育行政の実情を十分に認識し、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるようにするために、下記の事項について実現するよう強く要望する。

記

- 1 計画的な教職員定数改善により少人数学級を推進すること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月29日

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣 宛て（各通）
文部科学大臣
衆参両院議長

水戸市議会議長 安 藏 栄

茨城県中央広域水道用水供給事業に係る需給契約水量等の見直しを
求める意見書

本市では、東日本大震災の教訓を踏まえ、水道施設の耐震化や強靱化に着実に取り組むとともに、上下水道局を設置し、地方公営企業としてさらなる経営基盤の強化に努めているところである。

茨城県中央広域水道用水供給事業は、水需要の増大に対応し、安定した水源を確保するため、昭和59年に県及び4市10町3村1企業団が協定を締結し開始された事業であるが、水道事業を取り巻く環境は事業開始時期から大きく変化している。

厚生労働省からは、人口変動や節水機器の普及等により使用水量が減少し、有収水量は平成12年度をピークに減少しており、50年後にはさらに4割程度の減少予測が示されている。このような中、本市においても、近年、1日当たりの最大給水量は減少傾向にある。

また、本市においては、令和元年度に下水道事業の地方公営企業法の全部適用を行い、水道事業と下水道事業の合理化を推進しているところであり、茨城県中央広域水道用水供給事業の創設時以来、受水量にかかわらず負担している年間約8千万円(合計額で約20億円)の支出は、企業会計における採算性を損なうものである。

水戸市内においても、需給契約水量の比率が、旧常澄村と旧水戸市の地域が3に対し、旧内原町の地域が1となっているなど3倍もの差が生じている。

このような差が生じている状況については、来年度以降の予算について、水戸市議会として検討が必要なものと認識している。

よって、県においては、水需要の現状及び水道事業の実情を十分に配慮し、水道事業者としての事業を持続可能なものとし、中長期的に安全・安心な水道水を安定して供給できるよう、より現状に即した需給契約水量とするなど、茨城県中央広域水道建設促進協議会構成市町村の意向集約を図り、今後の在り方について十分検討されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月29日

茨城県知事 宛て

水戸市議会議長 安 藏 栄

茨城県による偕楽園拡張部への迎賓施設整備事業計画について
説明を求める意見書

本年8月、茨城県は、偕楽園拡張部の月池隣接地において、飲食や挙式場などの機能を備えた迎賓施設の整備事業計画を発表した。

この事業は、「日本三名園にふさわしい品格ある施設づくりで、偕楽園の魅力と交流・感動と創造」をコンセプトとし、来年8月の供用開始を予定しているものである。

偕楽園・千波湖周辺は、昭和53年に茨城県と水戸市との協力関係において「千波湖周辺地域大規模公園構想」を定め、積極的な緑の保全と再生とともに、潤いのある水辺空間の創出に努めてきたところであり、未来に受け継ぐべき良好な景観の形成を図り、歴史・自然の特色を有した観光資源として、一層の活用が期待されているところである。

また、千波湖周辺地区は、市街地にありながらも、貴重な生態系を有する地域として環境省による日本の重要湿地に選定され、その保全の重要性が求められている。

このような状況の下、茨城県による迎賓施設整備事業は、偕楽園の前景としての千波湖をはじめ、県道水戸神栖線など道路網の整備見通しが立たない状況の中で、大規模な飲食店舗や駐車場を備えた収益施設の建設は、周辺環境の悪化をはじめ、千波湖周辺地域の魅力や価値を損なうおそれがある。

よって、茨城県による偕楽園拡張部における迎賓施設整備事業計画の説明を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月29日

茨城県知事 宛て

水戸市議会議長 安 藏 栄